

【参 考】

国民健康保険税の計算方法

(例) 世帯構成:夫 47歳(課税所得額250万円)、妻 46歳(所得なし)、
子ども2人(所得なし) ※被保険者数:4名
固定資産税:25万円

1 医療分

所得割額	$\frac{250\text{万円}}{\text{(被保険者全員の課税所得額)}}$	×	$\frac{4.48}{100}$	＝	112,000円…①
資産割額	$\frac{25\text{万円}}{\text{(世帯の固定資産税額)}}$	×	$\frac{27.48}{100}$	＝	68,700円…②
均等割額	$\frac{4\text{人}}{\text{(世帯の被保険者数)}}$	×	17,200円	＝	68,800円…③
平等割額	1世帯	×	20,700円	＝	20,700円…④

2 介護分

所得割額	$\frac{250\text{万円}}{\text{(40～64歳被保険者全員の課税所得額)}}$	×	$\frac{1.37}{100}$	＝	34,250円…⑤
資産割額	$\frac{25\text{万円}}{\text{(世帯の固定資産税額)}}$	×	$\frac{7.77}{100}$	＝	19,425円…⑥
均等割額	$\frac{2\text{人}}{\text{(40～64歳の被保険者数)}}$	×	7,900円	＝	15,800円…⑦
平等割額	1世帯	×	5,400円	＝	5,400円…⑧

3 後期高齢者支援金分

所得割額	$\frac{250\text{万円}}{\text{(被保険者全員の課税所得額)}}$	×	$\frac{1.43}{100}$	＝	35,750円…⑨
資産割額	$\frac{25\text{万円}}{\text{(世帯の固定資産税額)}}$	×	$\frac{7.02}{100}$	＝	17,550円…⑩
均等割額	$\frac{4\text{人}}{\text{(世帯の被保険者数)}}$	×	5,300円	＝	21,200円…⑪
平等割額	1世帯	×	5,800円	＝	5,800円…⑫

医療分(①+②+③+④) = 270,200円(100円未満切り捨て)…①

介護分(⑤+⑥+⑦+⑧) = 74,800円(100円未満切り捨て)…②

後期高齢者支援金分(⑨+⑩+⑪+⑫) = 80,300円(100円未満切り捨て)…③

平成20年度国民健康保険税年額 ①+②+③=425,300円

-----国民健康保険運営協議会委員を委嘱-----



運営協議会の様子

会 長 亀田 均(再任)
副 会 長 村上 信一(再任)
委 員 割谷 洋子(新任)
委 員 藤井 文夫(再任)
委 員 石塚 尋朗(再任)
委 員 野口 和広(再任)
委 員 吉田 政美(新任)
委 員 村上 一夫(再任)
委 員 榊原 厚子(再任)

(敬称略)
6月5日、任期満了に伴い、国民健康保険運営協議会委員を委嘱しました。運営協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する機関です。任期は平成20年6月1日から平成22年5月31日までの2年間で、国民健康保険事業の健全運営のためご尽力をいただきます。委員の方は次のとおりです。